

# 改正児童福祉法について（第一部）

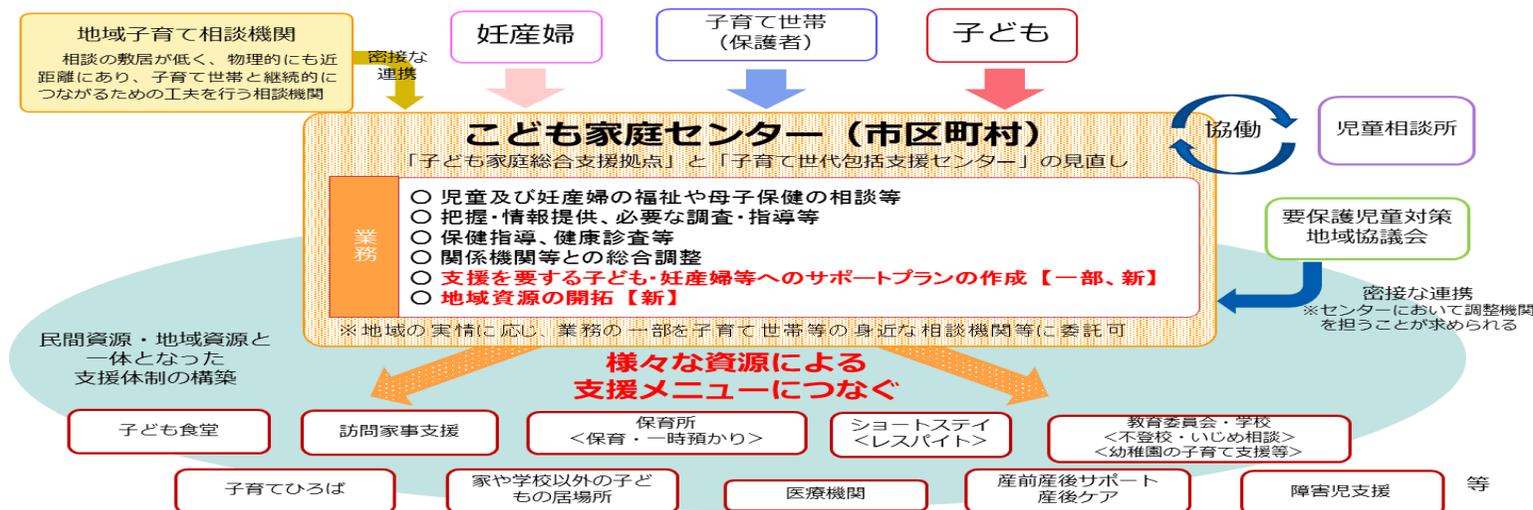
厚生労働省子ども家庭局

# 1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに
  - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、
  - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。

- ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
- ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制（詳細は次頁）を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。

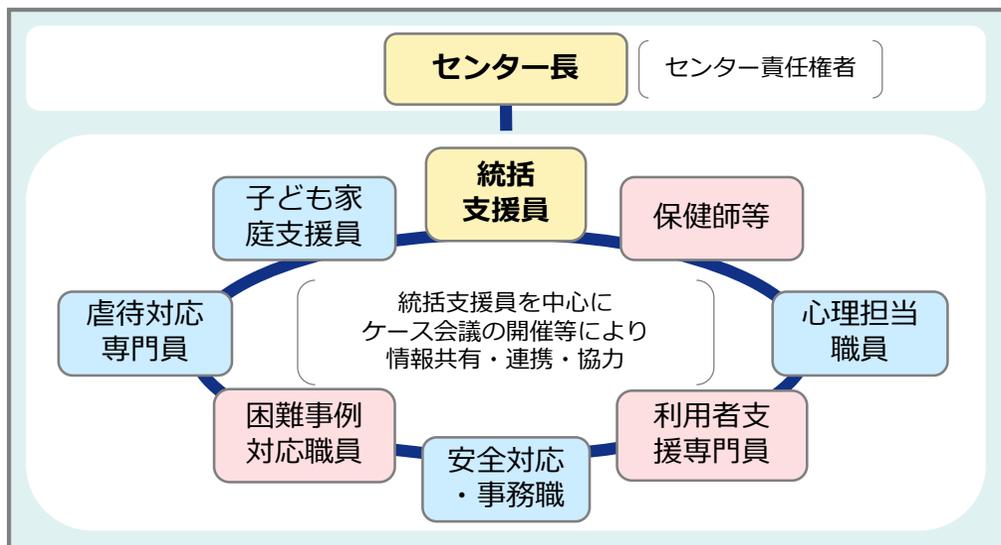
※一体的な支援体制の整備に当たっては、安心こども基金の活用が可能（R5まで、通例より高い補助率で支援）  
※今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



## 2. こども家庭センターの組織体制について

- これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
    - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、**同一の場所で実施することが望ましいが、**
    - ・ **児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。**
  - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
    - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
    - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
    - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



- 新たに配置を想定（現行、安心こども基金により財政支援。センター長と統括支援員は市町村の実情に応じて、兼務可。）
- 現行の子育て世代包括支援センター職員
- 現行の子ども家庭総合支援拠点職員

※ 自治体の規模別に柔軟な人材配置を検討予定

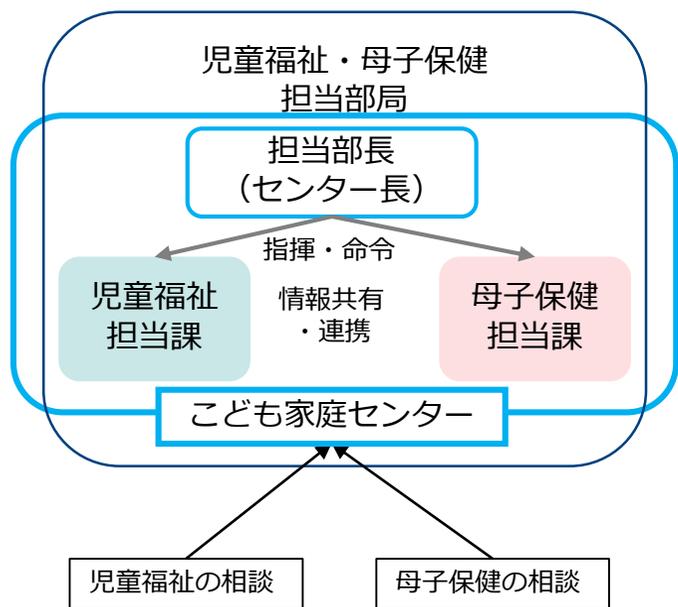
### 3. こども家庭センターの組織体制イメージ

#### こども家庭センター（市町村）の組織体制イメージ

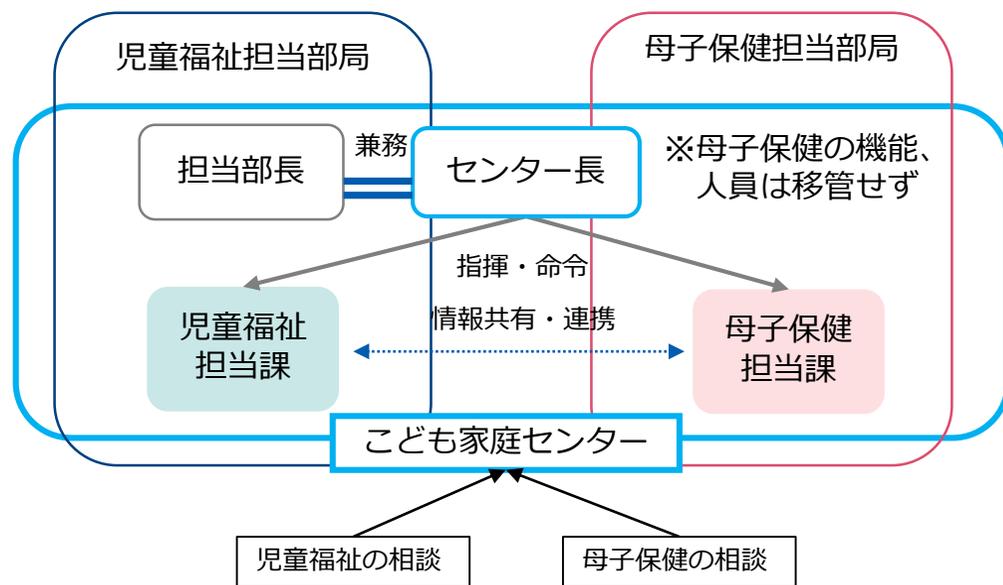
- センターの設置において、組織・場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。
- 市町村が直接センター業務を担う場合、例えば、以下のような対応が考えられる。

- 【パターン1】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が同一の部局（課） ▶ 部局（課）長をセンター長に任命
- 【パターン2】 母子保健と児童福祉の担当課（係）が別の部局（課） ▶ 一方の担当部局（課）長をセンター長に充て、両職員にセンター職員を発令し、必要な指揮命令系統を確立

【パターン1】



【パターン2】

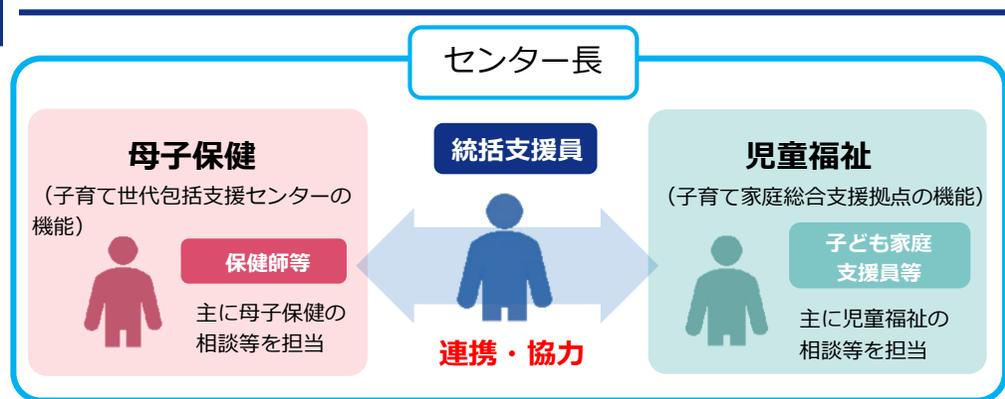


※母子保健担当部局にセンター長を配置する場合も想定される

## 4. 児童福祉と母子保健の一体的支援（連携・協力） / サポートプラン

### こども家庭センターにおける一体的支援（連携・協力）

- こども家庭センターでは、**主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等**が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施する。
- その上で、**新たに配置される統括支援員**が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が**適切に連携・協力**しながら、妊産婦やこどもに対する**一体的支援**を実施することとなる。



### サポートプラン（SP）

- サポートプラン（SP）の作成に当たってはできる限り**妊産婦やこどもの意見を確認する**とともに、作成したSPは**原則として本人に交付**する。
- SPの**作成対象者**は以下のとおり。 ※②は、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」の作成対象者と同様である。

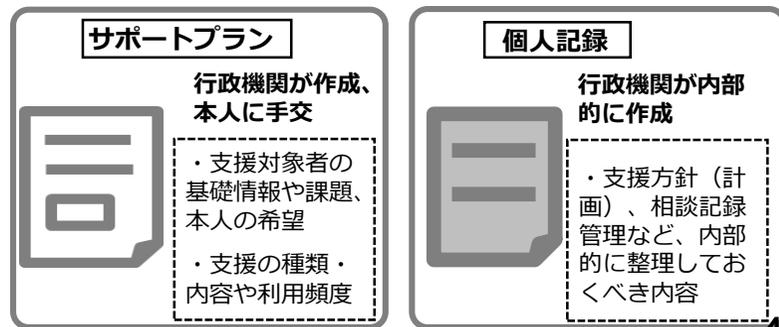
- ① 児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする**要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者**（改正児童福祉法第10条第1項第4号）
- ② 母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、**健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者**（改正母子保健法第9条の2第2項）

- SPに記載する内容は以下を想定している。

基本情報：**作成年月日・担当者、支援対象者の基礎情報や課題・本人の希望**  
 支援内容：**支援の種類・内容や利用頻度・期間**

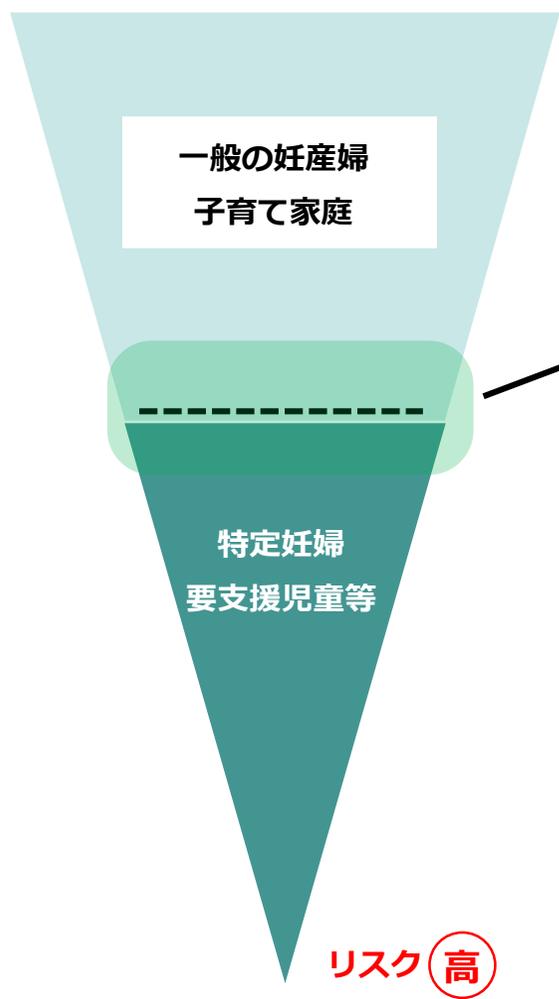
※今後、標準的な様式をお示しする予定

- SPとは別に、支援対象者の支援方針（計画）や家庭状況、相談記録管理など、**行政機関が内部的に整理しておくべき内容を記載する個人記録**も作成する。



- 児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する**保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）**は以下のとおり。

リスク **低**



**①保健師等による支援の必要な家庭の把握**

妊娠の届出時の面談や、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、保健師等が**支援の必要な家庭を把握**。  
支援の必要な家庭について、統括支援員に相談し、**合同ケース会議に報告するか検討**。



**②合同ケース会議の開催**

**統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等**が参加する合同ケース会議を開催。  
統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師等と子ども家庭支援員等が共有した上で、**特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断**や、当該家庭への**支援方針の検討・決定**を行う。



**③サポートプラン（SP）の作成**

特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合には、**保健師等と子ども家庭支援員等がSPを一体的に作成**し、両者が連携・協力してSPに基づく支援を実施する。

リスク **高**

※なお、（1）乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な場合や、（2）要支援児童等のうち非行少年など児童福祉の観点のみから支援が必要な場合は、上記フローによらず、（1）は保健師等が中心となって、（2）は子ども家庭支援員等が中心となって、SPを作成する。

## こども家庭センター詳細資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

- **市区町村**には、家庭等への相談や支援を行う機関として、**子育て世代包括支援センター（母子保健）**と**子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）**がある。都道府県等には、**児童相談所**、**児童家庭支援センター**がある。
- 市区町村は全ての家庭・子どもへの支援に対応し、都道府県等はより専門的な知識等を要する家庭・子どもへの対応を行う。

市区町村		都道府県等	
------	--	-------	--

**子育て世代包括支援センター  
2,451箇所 (R3.4)**

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

**【具体的な業務内容】**

- ① 妊産婦等の支援に必要な**実情の把握**
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な**情報提供・助言・保健指導**
- ③ **支援プラン**の策定
- ④ 保健医療又は福祉の**関係機関との連絡調整**

①②対応者数 **3,360,055人**  
支援プラン対象者数 **690,918人**  
(R2年度)

**子ども家庭総合支援拠点  
716箇所 (R3.4)**

○ コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

**【具体的な業務内容】**

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務（**実情の把握、情報の提供、相談等への対応**、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、**支援計画の作成**等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③ **関係機関との連絡調整**
- ④ その他の必要な支援

相談対応件数(※拠点以外も含む)  
**439,734件**

**児童相談所  
225箇所 (R3.4)**

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

**【具体的な業務内容】**

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② **相談**（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（**在宅指導**、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

相談対応件数  
**544,698件**

**児童家庭支援センター  
147箇所 (R2.11)**

○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

**【具体的な業務内容】**

- ① 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの**相談に応じ、必要な助言**を行う。
- ② 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての**指導**を行う。
- ③ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等**関係機関との連絡調整**を行う。

相談対応件数  
**287,670件**

## 5. こども家庭センターの業務（全体像のイメージ）

こども家庭センターの主な業務としては下記が挙げられる。

- ※ ●・・・現行の拠点において行うこととされている業務  
●・・・現行の包括センターにおいて行うこととされている業務  
【新】・・・こども家庭センターにおいて新たに追加される業務

### ① 子ども家庭支援全般に係る業務

- ・実情の把握 ● ●
- ・情報の提供 ● ●
- ・相談等への対応 ● ●
- ・総合調整 ● ●
- ・その他の母子保健業務（健康診査等）【任意】 ●

### ② 支援の必要性のある妊産婦や子ども等

#### のいる家庭への支援業務

- ・相談（・通告）の受付等 ● ●
- ・ケース会議の開催 ● ●
- ・SPの策定、更新等 ● ●【新（一部見直し）】
- ・支援・指導等 ● ●

### ③ 地域資源の発掘・担い手の確保等

- ・地域資源の把握 ● ●
- ・担い手の確保等の地域資源の開拓【新】

### ④ こども家庭センターで併せて実施することが望ましい業務

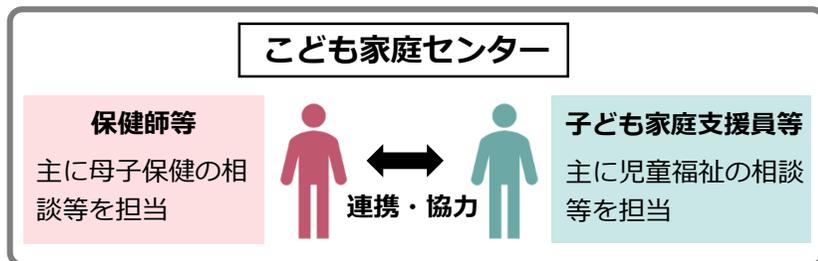
※市町村が行う業務として位置づけられている事業のうち、こども家庭センターで担うことが効果的と考えられるもの。

- ・地域子育て相談機関の設定【新】
- ・家庭支援事業の利用勧奨・措置【新】
- ・在宅指導措置の受託 ●
- ・要対協調整機関としての業務 ●

## 6. 児童福祉と母子保健の一体的支援（連携・協力） ※詳細版

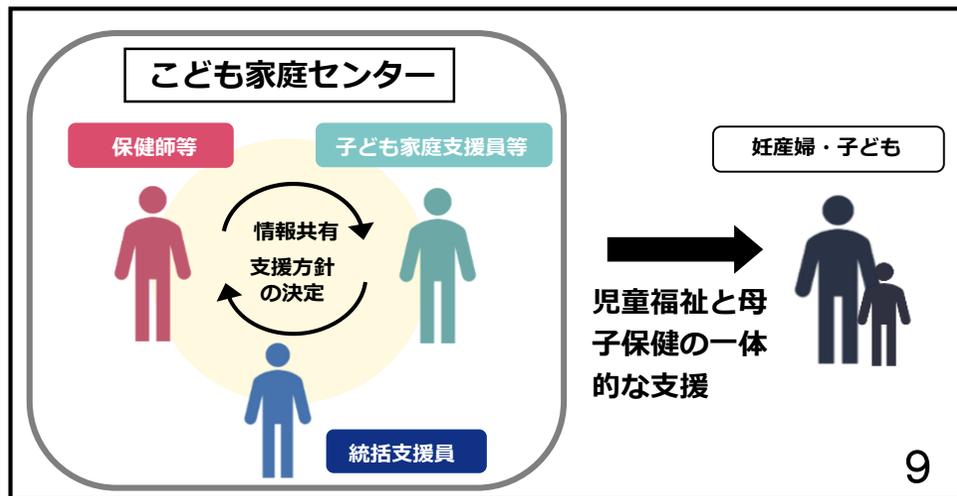
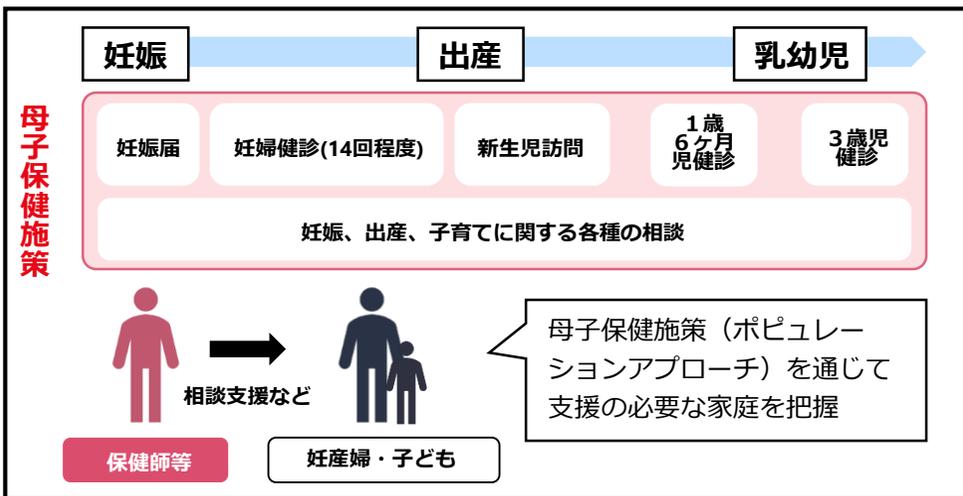
### こども家庭センターにおける一体的支援

- **こども家庭センター**は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、**児童福祉と母子保健の一体的支援**を行う機能を有する機関として位置づけられている。
- こども家庭センターには、**主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等**と、**主に母子保健の相談等を担当する保健師等**が配置され、それぞれの専門性に応じた業務が行われるが、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うに当たっては、**両者が適切に連携・協力**しながら、妊産婦や子どもへの支援を実施することが重要。



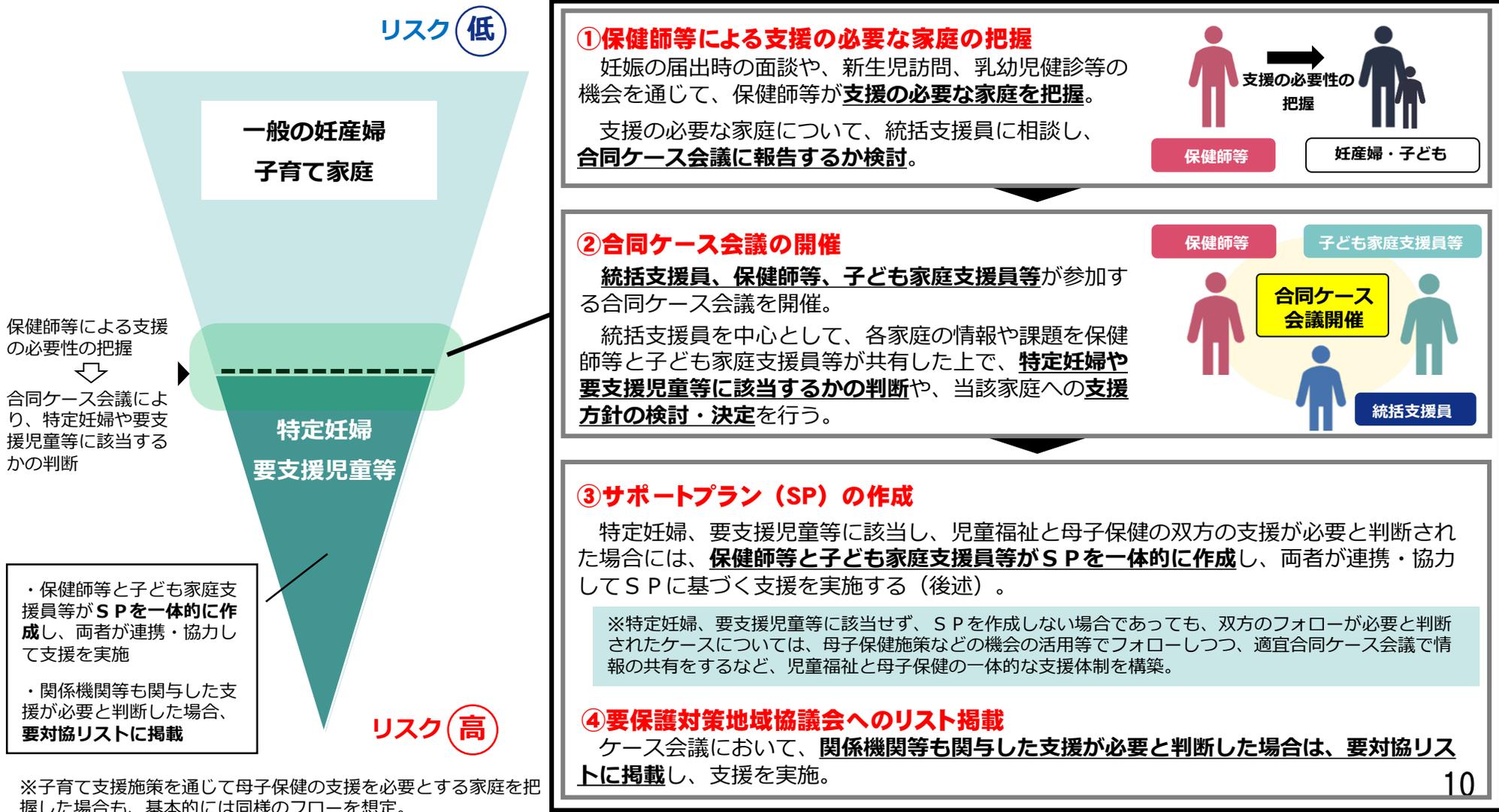
### 子ども家庭支援員等と保健師等の連携・協力

- 妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、1歳6ヶ月健診、3歳児健診など、**母子保健施策によるポピュレーションアプローチを通じて保健師等が支援の必要な家庭を把握**した場合には、**統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定**することなどにより、両者が連携・協力しながら児童福祉と母子保健の一体的な支援が行われることとなる。
- ※ 子育て支援施策を通じて母子保健の支援を必要とする家庭を把握した場合も同様。



○ 保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）は以下のとおり。

※ 本フローは、あくまで児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）を示したものの。例えば、乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な家庭の場合には、このフローによらず、保健師等が中心となってサポートプラン（現行の子育て世代包括支援センターの「支援プラン」と同様のもの）を作成するなどにより、母子保健の支援を行っていくこととなる。



# 7. サポートプラン

## 目的・機能

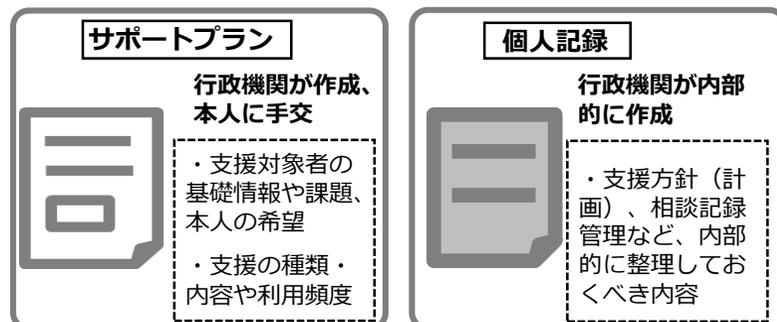
- サポートプラン（S P）は、主に以下の**目的・機能**を有するものとして作成。
  - ① **行政機関による支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定し、これらを関係者間で共有することで、効果的な支援に確実につなげる。**
  - ② **支援対象者自身が、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促す。**
- このため、S P作成に当たってはできる限り**妊産婦やこどもの意見を確認する**とともに、作成したS Pは**原則として本人に交付する**。

## 作成対象者

- S Pの**作成対象者**は以下のとおり。
    - ① 児童及び妊産婦の福祉に関し、包括的な支援を必要とする**要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者**（改正児童福祉法第10条第1項第4号）
    - ② 母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、**健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者**（改正母子保健法第9条の2第2項）
- ※上記②は、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」の作成対象者と同様である。
- **児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な場合**には、**子ども家庭支援員と保健師等が連携・協力して一体的にS Pを作成する**。
    - ※（1）乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な場合や、（2）要支援児童等のうち非行少年など児童福祉の観点のみから支援が必要な場合は、（1）は保健師等が中心となって、（2）は子ども家庭支援員等が中心となって、S Pを作成する。
    - ※要支援児童等には該当しない者であっても、本人がS Pの作成を希望する場合など、必要に応じてS Pを作成することは可能。

## 記載内容など

- S Pに記載する内容は、「基本情報」として**作成年月日・担当者、支援対象者の基礎情報や課題・本人の希望**など、「支援内容」として**支援の種類・内容や利用頻度・期間**などを想定している（※今後、標準的な様式をお示しする予定）
- S Pとは別に、支援対象者の支援方針（計画）や家庭状況、相談記録管理など、**行政機関が内部的に整理しておくべき内容を記載する個人記録**も作成する（個人記録は、S Pの作成対象とならなかった場合にも適宜作成。）
- S P及び個人記録は定期的に見直しを行う。



※必要に応じて、関係機関とも適宜共有する。

○ 児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な場合の **SPの作成フロー（イメージ）** は以下のとおり。

※ 本フローは、あくまで**児童福祉と母子保健の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対するSPの作成フロー（イメージ）**を示したものの。例えば、乳幼児健診後の精密検査の受診支援など、母子保健の観点のみから支援が必要な家庭の場合には、このフローによらず、保健師等が中心となってSPを作成することとなる。

保健師等 ↔ 妊産婦・子ども

**① 受付、相談支援、個人記録の作成**  
相談支援等を実施した場合、相談記録等を管理するための個人記録を作成。

**② SPの作成、本人へ手交**  
妊産婦や子どもの意見を確認しつつ、必要に応じてケース会議等を開催した上で、保健師等がSPを作成し、本人に手交（別途個人記録更新）。

**③ 児童福祉の支援の必要性の把握**  
児童福祉の支援の必要性を把握し、合同ケース会議に報告するか検討。  
※合同ケース会議に報告せず、保健師等を中心に支援することとなった場合においても、その後の支援の過程でリスクが発生した場合には、合同ケース会議に報告  
※支援の必要性の評価に用いるアセスメントツールについては、今後開発を予定。

保健師等、子ども家庭支援員等、統括支援員

合同ケース会議開催

**④ 合同ケース会議の開催**  
統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等が参加するケース会議を開催し、保健師等が作成したSPや個人記録を共有した上で、特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断や、支援方針の検討・決定を行う。  
※合同ケース会議の結果、特定妊婦、要支援児童等に該当せず、SPを作成しない場合であっても、双方のフォローが必要と判断されたケースについては、母子保健施策などの機会の活用等でフォローしつつ、適宜合同ケース会議で情報の共有をするなど、児童福祉と母子保健の一体的な支援体制を構築。

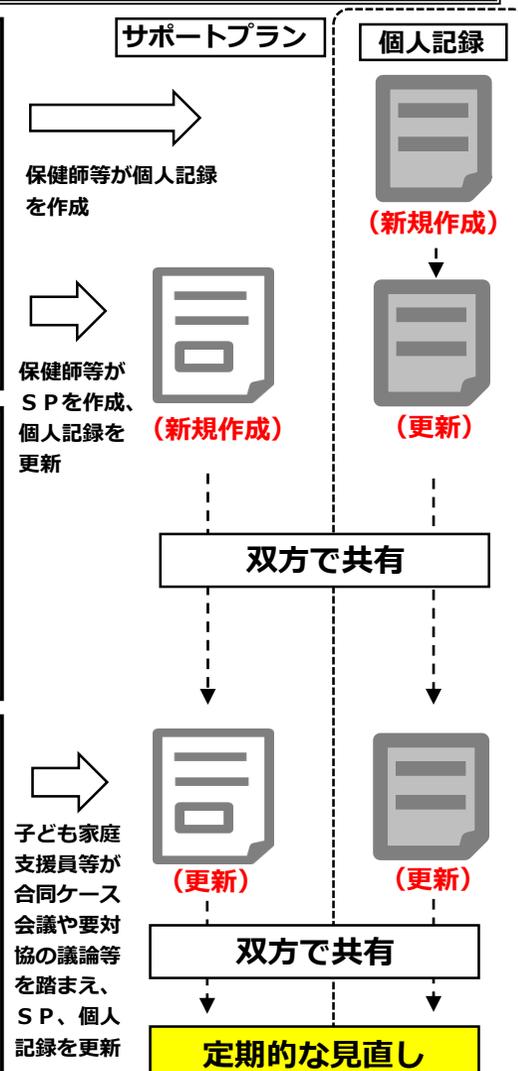
子ども家庭支援員等 ↔ 妊産婦・子ども

**⑤ SPの更新、本人へ手交**  
妊産婦や子どもの意見を確認しつつ、ケース会議等を開催した上で、子ども家庭支援員等がSPを更新し、本人に手交（別途個人記録更新）。

**⑥ 保健師等へのSPの共有**

**⑦ SPに基づく支援の実施**  
保健師等と子ども家庭支援員等が連携・協力して、SPに基づく支援を実施する。

**⑧（必要に応じて）要対協リストに掲載し、支援**



※子育て支援施策を通じて母子保健の支援を必要とする家庭を把握した場合や、子育て支援施策のみ必要な場合（一時保護解除後の児童への支援等）のフローについては、別途整理。

## 8. 担い手の確保等の地域資源の開拓について

### 目的

- 虐待の未然の防止を図るためには、虐待等の深刻な状況に至る前から、幅広い家庭に対して児童及び妊産婦の福祉に関する支援を提供し、家庭環境等に関する課題に早期に対応することが必要。
- また、児童及び妊産婦の福祉に関する支援については、行政が提供するサービス以外にも民間団体による多様な支援がある中、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図っていくことが必要。

※ 子育て支援事業については法改正以前から、市町村が区域内で事業が実施されるような措置の実施に努めなければならないこととされている（児童福祉法第21条の9）。

### 事業内容の想定

#### ○業務内容のイメージ

- 地域資源やニーズの把握、地域資源の状況の見える化、児童福祉に関する支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、関係者のネットワーク化 など

※ 対象となる地域資源は児童福祉法に定める事業（一時預かりやショートステイ等）のみならず、子どもの居場所づくりや子ども食堂、地域ボランティア等を含む。

#### ○実施方法のイメージ

- 必要に応じて地域資源の開拓を担うコーディネーター等の役割を担う職員を配置するなどにより、管内における地域資源の把握や地域資源の創出等を行う。

※ コーディネーター等については、こども家庭センターの職員が担うことが想定されるが、児童福祉サービスの提供実績のある者や団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者へ委託することも可能とすることを想定。

※ こども家庭センターの他の業務や、市町村の他の業務等と兼務することも想定。

## 9. 家庭支援事業の利用勧奨・措置について

### 基本的な考え方

- ・市町村は、家庭支援事業の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用すること著しく困難な場合は利用の措置を行うことができることとされており、サポートプランが作成された者等が利用勧奨・措置の対象となることが想定される。
- ・サポートプランの策定についてもこども家庭センターにおいて行うことを基本としているところ、円滑な支援の提供の観点から、このサポートプランに基づく支援の選択肢の1つとなる家庭支援事業の利用勧奨・措置についてもこども家庭センターにおいて行うことが効果的と考えられる。

# 10. こども家庭センターの運営に係る支援等について

## こども家庭センターに関する財政支援について

- 現行、子ども家庭総合支援拠点（拠点）の運営に係る経費については、市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業）において、子育て世代包括支援センター（包括センター）の運営に係る経費については、主に利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）において財政支援を行っている。また、施設整備に係る経費については、両事業ともに次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を行っているところ。
- さらに、制度施行に先んじ、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対しては、そのために必要となる整備費や統括支援員の配置等に要する経費を子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）で支援している。本事業による支援の実施期間は令和5年度末までとなっており、国の負担割合は、整備費については9/10、統括支援員の配置等については2/3と、通例よりも高いものとなっている。
- こうしたことを踏まえ、制度施行までの間、新たに拠点や包括センターの設置を予定する市町村においては、安心こども基金を積極的に活用いただき、制度施行後を見据え、可能な限り一体的な相談支援体制としての整備をご検討いただきたい。
- なお、令和6年度以降は一体的な相談体制を前提とした上で、こども家庭センターの運営に係る財政支援を一本化し、現行の包括センターと同様、利用者支援事業として位置づけて財政支援を行うことを想定しているが、具体的な内容については今後詳細を検討。

### 【今後の運営に係る財政支援（運営費）のイメージ】

#### 現行

市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）

事業名：  
市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業等

補助率：国 1/2

子育て世代包括支援センター（母子保健）

事業名：  
利用者支援事業（母子保健型）等

補助率：国 2/3

#### 安心こども基金

統括支援員（補助率：国 2/3）

人員配置：

- 子ども家庭支援員
- 心理担当職員
- 虐待対応専門職員
- 安全対応職員
- 事務職員

人員配置：

- 保健師等
- 利用者支援担当職員
- 困難事例対応職員

#### 令和6年度以降

こども家庭センター（児童福祉・母子保健）

事業名：  
利用者支援事業（仮称：こども家庭センター型）

補助率：現行の水準を踏まえ検討

人員配置：

現行の配置基準を基礎とし、以下の観点等も踏まえて検討。

- サポートプランの作成や地域資源の把握など、こども家庭センターに求められる役割を果たすために必要な人員配置
- 人口規模や相談件数等を踏まえた適切な人員配置

【参考】現行の職員配置

- |            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| □ 統括支援員    | □ 安全対応職員 | □ 保健師等      |
| □ 子ども家庭支援員 | □ 事務職員   | □ 利用者支援担当職員 |
| □ 心理担当職員   |          | □ 困難事例対応職員  |
| □ 虐待対応専門職員 |          |             |

# 子ども家庭総合支援拠点に係る関係予算について（概要）

## 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

令和4年度予算 212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### 1. 概要

平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化された。これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るもの。

2. 実施主体 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

3. 補助率 国：1/2 市町村：1/2

4. 主な補助対象経費 子ども家庭支援員、虐待対応専門職員等の人件費、その他事務費

5. 補助単価（直営）

小規模A型	3,769千円
小規模B型	9,623千円
小規模C型	15,980千円
中規模型	21,350千円
大規模型	39,619千円

（虐待対応専門員の上乗せ配置）

・最低配置人員※を満たすための上乗せ配置単価（最低配置人員を満たした上での上乗せ配置は5人まで）  
2,715千円 × 配置人数

※以下の方法により算出された人数

$$\left[ \frac{\text{各市区町村の児童虐待相談対応件数}}{\text{各市区町村管轄地域の児童人口}} \times \frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \right] \div 4.0$$

### 運営費用

事業名：  
市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

実施主体：市町村

補助率：国1/2

#### 補助対象経費

- 子ども家庭支援員
- 心理担当職員
- 虐待対応専門職員 等

事業名：  
児童の安全確認等のための体制強化事業

実施主体：市町村

補助率：国1/2

#### 補助対象経費

- 安全確認等対応職員
- 事務処理対応職員

## 子どもの安全確認等のための体制強化事業

### 1. 概要

市町村等における児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制強化を図るため、安全確認等対応職員等（非常勤）を配置するもの。

2. 実施主体 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

3. 補助率 国：1/2 市町村：1/2

4. 主な補助対象経費 安全確認等対応職員、事務処理対応職員の人件費

5. 補助単価 1市町村あたり 15,009千円

## 次世代育成支援対策施設整備交付金

令和4年度予算 60億円（次世代育成支援対策施設整備交付金）

1. 概要 次世代育成支援対策を推進することを目的として、児童福祉施設等の新設、修理、拡張又は整備に要する経費を補助する。

2. 実施主体 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

3. 補助率 国：1/2 市町村：1/2

4. 主な補助対象経費 子ども家庭総合支援拠点の新設、修理、拡張又は整備に要する経費

5. 補助単価 1施設あたり 8,696千円

### 整備費用

事業名：  
次世代育成支援対策施設整備交付金

実施主体：市町村

補助率：国1/2

#### 補助対象経費

- 新設、修理、拡張又は整備に係る費用

# 子育て世代包括支援センター

【平成27年度創設】

## 目的

- 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、**母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供**を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた**妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築すること**を目的とする。 ※平成29年度より法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）

## 内容

### ◆ 実施主体

市町村

### ◆ 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

### ◆ 内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導の実施
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

### ◆ 職員配置

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（R7までは配置しないことも可）（R3～）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

## 予算補助等

- ◆ 活用可能な予算（R4年度予算）  
子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）1,800億円の内数
- ◆ 補助率  
国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- ◆ 補助単価案（利用者支援事業母子保健型の場合）  
1か所あたり年額 4,497千円～14,209千円  
※ 職員配置により異なる

## 設置状況



## 事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

### 【事業内容】

母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

### 【実施主体】

市町村

### 【補助割合】

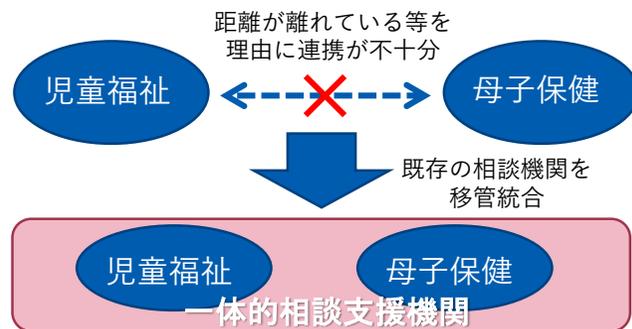
国9/10、市町村1/10

### 【補助基準額】

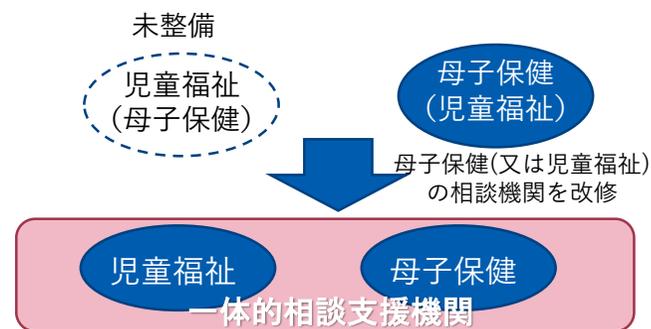
整備費・改修費	1か所当たり	17,392千円	
開設準備経費	児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合	1か所	3,578千円
	児童福祉・母子保健双方を整備する場合	1か所	7,333千円

(参考) 整備のイメージ

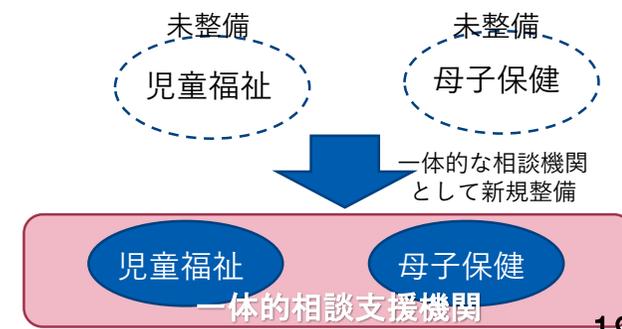
#### パターン① 移管改修整備する場合



#### パターン② 追加改修整備する場合



#### パターン③ 新規整備する場合



**【事業内容】**

統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

**【実施主体】**

市町村

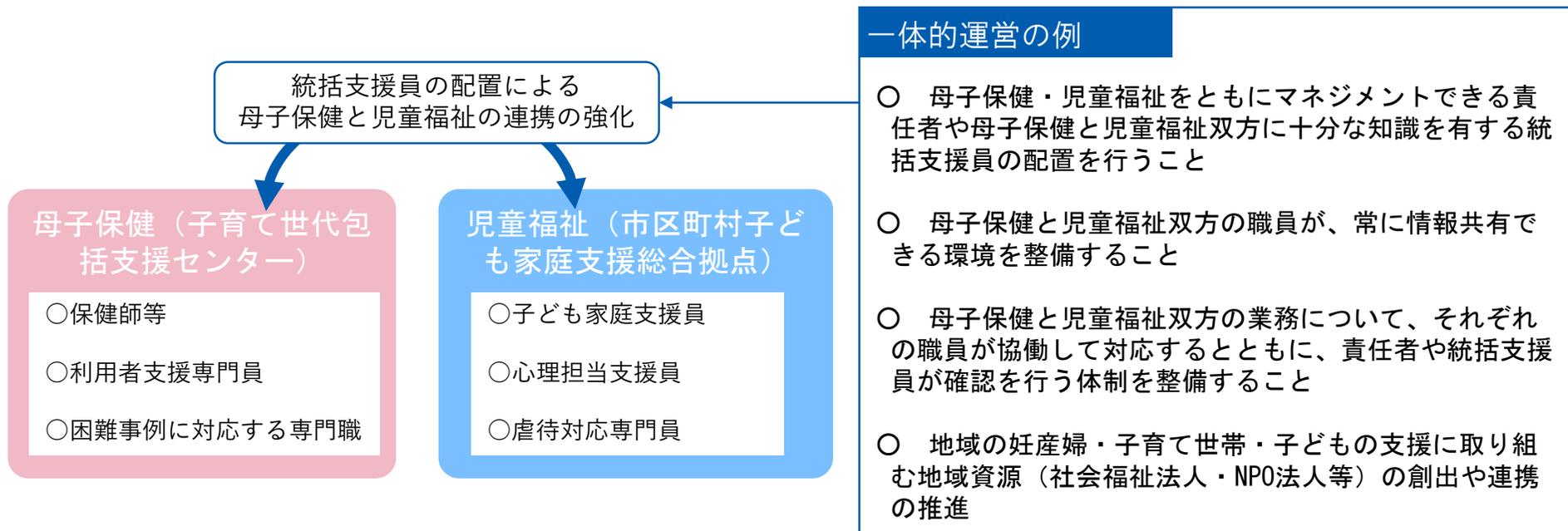
**【補助割合】**

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

**【補助基準額】**

- ・ 一体的相談支援機関運営支援 1か所当たり 6,272千円  
（児童人口1万人以上の相談支援機関に限る）
- ・ 家庭・養育環境支援の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円

（参考）統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ



# 地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

## <地域子育て相談機関の位置づけ>

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

### 地域子育て相談機関

#### <R4 調査研究を実施>

- ・ 子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・ こども家庭センター等との連携方法 等

密接な連携

妊産婦

子育て世帯  
(保護者)

子ども

## こども家庭センター (市区町村)

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

業務

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

※地域の实情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

協働

児童相談所

## 様々な資源による 支援メニューにつなぐ

民間資源・地域資源  
と一体となった  
支援体制の構築

子ども食堂

訪問家事支援

保育所  
<保育・一時預かり>

ショートステイ  
<レスパイト>

教育委員会・学校  
<不登校・いじめ相談>  
<幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ  
児童館

子育てひろば

家や学校以外の  
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート  
産後ケア

障害児支援

等

# 利用者支援事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算 1,800億円の内数  
 (子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置  
 ※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村(特別区を含む)

○負担割合 国(2/3)、都道府県(1/6)、市町村(1/6)

○主な補助単価(令和4年度予算) ※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
【加算事業】	7,604千円	3,078千円	14,209千円

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談支援機関連携等加算(新規)
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円	3,231千円	300千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

### 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

(単位:か所数)

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R2年度	888	394	1,582	2,864
R3年度	981	379	1,675	3,035

R4新規

【令和4年度新規】

基本型を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携や地域子育て相談機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援

# 子ども家庭福祉分野の新たな資格について（概略）

○子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合にに限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

## 子ども家庭福祉の認定資格

試験

※認定機関が実施。指定研修等の効果も測定する実践的な内容

※子ども家庭福祉の現場で働きながらの受講や試験となるため、現場の意見も聴きながら内容は今後検討

子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）

相談援助の実務経験  
2年

ソーシャルワーク  
に関する研修の受講

ソーシャルワーク  
に関する研修の受講

社会福祉士

精神保健  
福祉士

子ども家庭福祉分野の  
相談援助の実務経験  
4年

保育士の  
実務経験  
4年

※上記の（◎）参照

一定の実務経験のある有資格者のルート

現任者のルート

※対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ今後検討

：認定機関が認定するカリキュラム

※当分の間の経過措置

# 新たな認定資格取得者の勤務先として主に想定される施設等について

新たな資格取得者の主な勤務先としては、**児童や家庭への相談支援等**によるソーシャルワークを行う**児童相談所や市区町村（子ども家庭総合支援拠点）、児童福祉施設**が想定される。

新たな資格については、本年7月より、厚生労働省において検討を進めている。

※ 「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」等において検討を予定。

## 主な職務内容

### 児童相談所

- ・ 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じ、必要な調査等を実施した上で、必要な支援や指導等を行う。
- ・ 必要に応じ、一時保護や入所措置等を実施する。
- ・ 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行う。

### 市区町村 （子ども家庭総合 支援拠点）（※）

- ・ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子どもやその家庭に対する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う。

### 児童福祉施設 （児童養護施設、 乳児院等）

- ・ 被虐待児童等を養護し、また退所した者に対する相談等の自立のための援助を行う。  
（児童福祉法第41条）

（※） 令和6年4月から施行する児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）においては、市区町村において①子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターにおける、児童やその保護者等への相談支援等を一体的に行う「こども家庭センター」の設置や、②児童やその保護者等が気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関である「地域子育て相談機関」の整備に努めることが定められており、これらの機関においても新たな認定資格の取得者に勤務いただくことを想定。